

破裂事故防止と安全対策のために 消火器の 規格・点検基準の改正



近年、点検せずに長期間放置された古い消火器を操作、廃棄処理しようとした際に消火器が破裂し、ケガをする事故が発生しています。事故防止の安全対策として、安全上の注意事項等の表示、耐圧性能点検が法律で義務付けられました。

破裂する恐れがある消火器の例



●本体底部の腐食



●蓋の腐食

加圧式消火器の破裂のメカニズム

①レバー操作による作動

加圧ガスが
容器内に放出



腐食部位に
圧力が加わる

②容器の破裂

圧力により
腐食部位から
破裂





1 規格省令の改正

消火器の規格省令の改正により、新たに製造された消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示するように義務付けられました。

●絵表示等の表示が義務付け



業務用消火器

■注意事項等の追加

- ・住宅用消火器でない旨の表示
- ・「加圧式」・「蓄圧式」の区別表示
- ・標準的な使用条件で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間または期限
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

■適応する火災の絵表示に変更

旧規格			
	普通火災用 普通火災用	油火災用 油火災用	電気火災用 電気火災用

新: 国際規格に準じた絵表示

新規格			
	普通火災用 普通火災用	油火災用 油火災用	電気火災用 電気火災用



住宅用消火器

■注意事項等の追加

- ・住宅用消火器である旨
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

■適応する火災の絵表示は変更なし

絵表示		
	普通火災適応	天ぷら油火災適応
絵表示		
	ストーブ火災適応	電気火災適応

●旧規格の消火器の取扱い

平成23年1月1日の施行までに設置された旧規格の消火器について、**11年間（平成33年12月31日まで）**は、特例期間として使用が認められています。
平成24年1月1日からは、旧規格の消火器を新たに設置することはできません。

新規格の消火器設置移行期間

スケジュール	施行日 平成23年1月1日 (2011.1.1)	新規格消火器移行 平成24年1月1日 (2012.1.1)	特例期限 平成33年12月31日 (2021.12.31)
平成23年1月1日以降に製造された新規格の消火器			新規格の消火器は、特例期限経過後も引き続き使用可能
既存の建物に設置している旧規格の消火器			旧規格の消火器の設置可能期限(特例期間として11年間猶予) 旧規格の消火器は設置不可



点検基準の改正

蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期が製造年から3年を経過後から5年を経過後に改められ、製造年から10年を経過した消火器に対して耐圧性能点検（水圧点検）が義務付けられました。

ただし、住宅用消火器は定期点検義務が除かれます。

定期点検

次の3つの点検を定期的に行い、消火器の適切な保守管理を図ります。

① 外形点検

6か月ごとに全数の外観を点検します。

② 内部及び機能点検

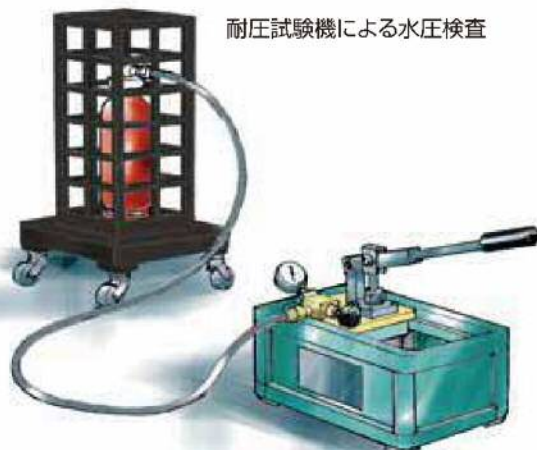
圧力方式	点検期間	
蓄圧式消火器	開始時期：製造年から5年を経過後（製造後6年目）	- 開始時期以降は、事業所の設置実態により一定の期間内ごとに点検する。 - 外形点検において、安全栓、安全栓の封または、緊結部等に異常が認められたものは、開始時期に限らず点検する。
加圧式消火器	開始時期：製造年から3年を経過後（製造後4年目）	

※二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。

③ 耐圧性能点検（水圧検査）

製造年から10年を経過した消火器または、外形点検において本体容器に腐食等が認められた消火器に実施し、以降3年ごとに水圧検査が必要です。

※二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。



耐圧試験機による水圧検査

本体容器・蓋に変形、損傷または、漏水等がないか所定の水圧をかけて検査します。

●耐圧性能点検の期間

		平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	平成33年 (2021)	平成34年 (2022)
点検基準の改正	旧規格の消火器	2000年以前 製造		2001年 製造		2002年 製造		2003年 製造		2004年 製造 以降			
		↑ 抜き取り方式により順次水圧検査実施											
	新規格 2011年製造												

※水圧検査は、平成26年3月31日(2014.3.31)までの間は猶予期間となっており、抜き取り方式で点検することができます。



3 消火器リサイクルシステム

社団法人 日本消火器工業会

●リサイクルシステムの運用開始

古い消火器を安全に回収・廃棄するため、メーカーごとに異なっていたリサイクルシステムを統一し、他のメーカーが製造した消火器でも回収可能となりました。

住宅・事業所等

金属部品

ゴム・樹脂

粉末消火剤

リサイクル工場



●消火器の廃棄



リサイクルシール

平成22年以降に製造された消火器は、リサイクルシールが貼られて販売されています。リサイクルシールを貼られていない既存の消火器は、シールを購入し貼付してから回収窓口へ引き渡します。

お問い合わせ先

株式会社 消火器リサイクル推進センター

TEL 03-5829-6773

URL <http://www.ferpc.jp/>

※ 消火器の悪質販売等にご注意！！

悪質な訪問販売や押し売り等にお気を付けください。

「すぐに設置しなくてはならない」 「消火器の点検に来ました」

などと内容を偽り、訪問販売を行う業者が現れています。

不審に思われたときは、はっきりと断りましょう。

お問い合わせ

川崎市消防局予防部予防課、査察課又は市内の各消防署までお問い合わせください。